

練馬区

被災建築物応急危険度判定

ボランティアの手引

練馬区 建築・開発担当部 建築課
令和8年7月改訂版



練馬区公式アニメキャラクター ねり丸
©練馬区

被災建築物応急危険度判定について

被災建築物応急危険度判定（以下「判定」といいます。）は、行政が民間判定士のボランティアによる協力のもと、地震後の余震等による二次被害を防止するため、被災した建築物が使用できるか否かの判定を応急的に行うことを目的としています。

判定の結果は、結果に応じた色の紙を建築物の見やすい場所に表示することで、当該建築物の利用者・居住者だけでなく、建築物の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにします。

罹災証明の為の調査や被災建築物の恒久的使用の可否を判定するなどの目的で行うものではありません。

【結果の表示】

調査済：緑紙	要注意：黄紙	危険：赤紙
調査済 INSPECTED ◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です 建築物名称 住所 調査番号 判定日時 月 日 午前・午後 時間迄 災害対策本部 係 氏名	要注意 LIMITED ENTRY ◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に増強する場合には専門家に相談下さい 建築物名称 注意：□ 被害建築物の傾斜、地盤の液状化により 基礎下部地盤の崩壊 □ 不評状下あり（崩壊のゆがみ、床が剥がれ） □ 基礎の崩壊、ひび割れ、土台との接合部破壊 □ 建築物の傾斜、建具の腐蝕やズレ □ 外壁に亀裂、剥離 □ 構造躯体に腐食、破壊 □ その他（ ） 調査番号 判定日時 月 日 午前・午後 時間迄 災害対策本部 係 氏名	危険 UNSAFE ◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい 建築物名称 注意：□ 被害建築物の傾斜、地盤の液状化により 基礎下部地盤の崩壊 □ 不評状下あり（崩壊のゆがみ、床が剥がれ） □ 基礎の崩壊、ひび割れ、土台との接合部破壊 □ 建築物の傾斜、建具の腐蝕やズレ □ 外壁に亀裂、剥離 □ 構造躯体に腐食、破壊 □ その他（ ） 調査番号 判定日時 月 日 午前・午後 時間迄 災害対策本部 係 氏名

【落下危険物または転倒危険物に関する危険がある場合の表示】

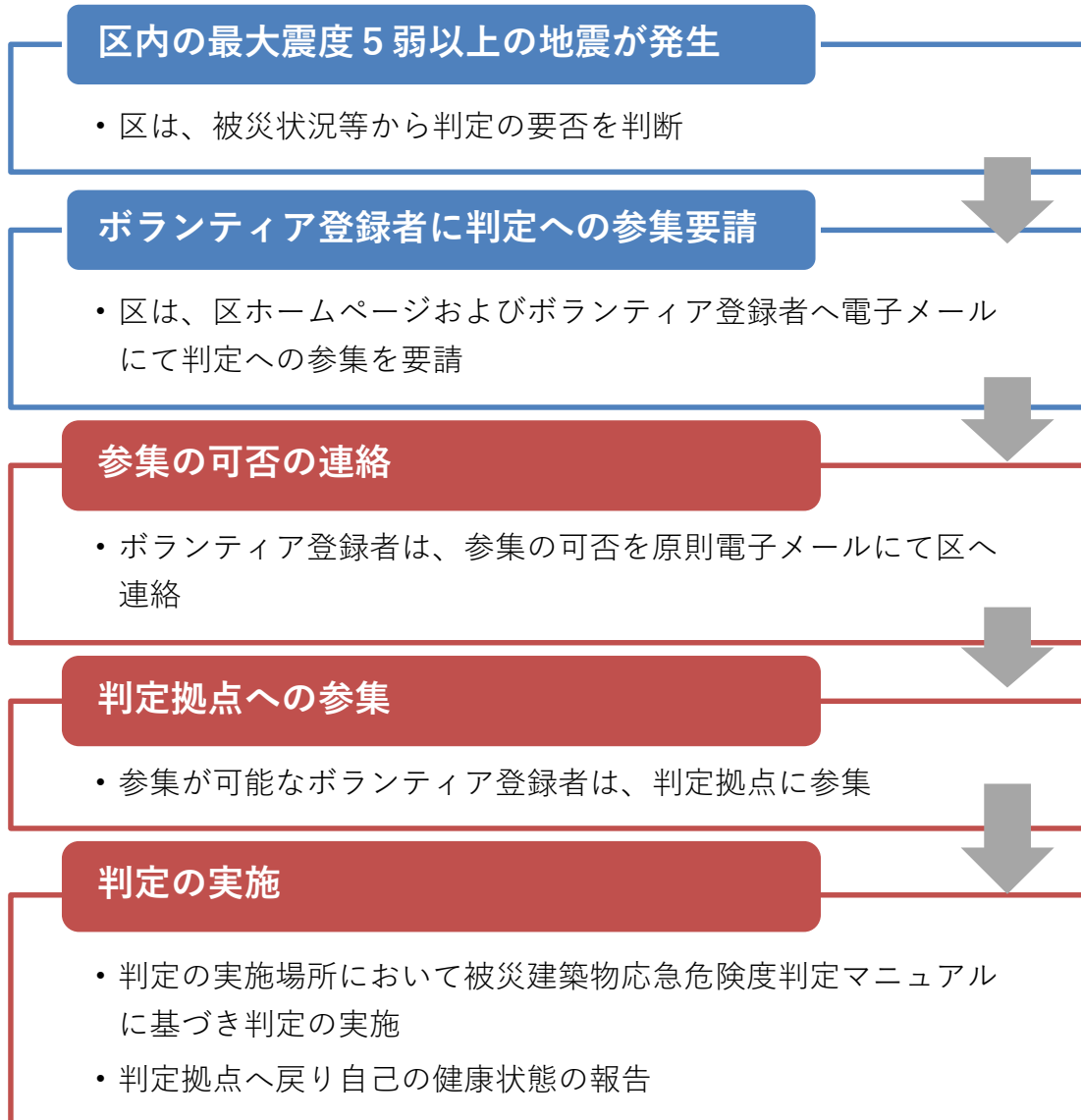
表面 落下危険物	裏面 転倒危険物	表面 落下危険物	裏面 転倒危険物
要注意 KEEP YOUR DISTANCE 瓦・窓・外壁 注意：□ 被害建築物からの影響 □ 倒壊を、建物崩壊に伴い 災害対策本部 係 氏名 判定日時 月 日 午前・午後 時間迄	要注意 KEEP YOUR DISTANCE 門・塀 注意：□ 被害建築物からの影響 □ 倒壊を、建物崩壊に伴い 災害対策本部 係 氏名 判定日時 月 日 午前・午後 時間迄	危険 UNSAFE 瓦・窓・外壁 注意：□ 被害建築物からの影響 □ 倒壊を、建物崩壊に伴い 災害対策本部 係 氏名 判定日時 月 日 午前・午後 時間迄	危険 UNSAFE 門・塀 注意：□ 被害建築物からの影響 □ 倒壊を、建物崩壊に伴い 災害対策本部 係 氏名 判定日時 月 日 午前・午後 時間迄

ボランティアの概要について

練馬区（以下「区」といいます。）は、区の区域内（以下「区内」といいます。）の建築物が大規模な地震により被災した際に、震災の初動時から区と判定を行って頂ける意欲ある方を練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア（以下「ボランティア」といいます。）として登録をしています。（ただし、登録には一定の要件が必要です。）

お知り合いにボランティアへの登録を希望する方がいらっしゃる場合、区へご連絡ください。

地震の発生から判定実施の流れ



- ※ 1 区は、区内の建築物が地震により被災した場合のみボランティア登録者へ参集を要請します。必ず、区の指示に従い行動してください。判定作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識別出来るようにしてください。
- ※ 2 判定への参加は、ご自身の被災状況や健康状態を勘案し、ご家族、勤務先と相談して決めてください。ご家族、勤務先に緊急連絡先を伝えておいてください。
- ※ 3 判定作業中および移動中は、危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしないでください。
- ※ 4 区が参集を要請した場合や区が主催する研修に参加した場合、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等保障制度」の保険に加入します。保険の内容については <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/press/h10happyou/100511.htm> をご確認ください。

参集時に必要なもの

- ・ 東京都防災ボランティア登録証
- ・ 判定マニュアル
- ・ 応急危険度判定員手帳
- ・ リュックサック
- ・ 携帯電話
- ・ ヘルメット
- ・ 1日分の昼食
- ・ 判定資機材等（筆記用具、コンベックス、軍手、雨具、熱中症対策用品、防寒具、水筒、マスク、モバイルバッテリー、等）
- ・ 医療機関を受診するために必要な書類



区からボランティア登録者への情報発信の方法

- ・ 区ホームページ 『練馬区 応急危険度判定』で検索してください。
- ・ 電子メール OUKYU-NW @city.nerima.tokyo.jp
※電子メールアドレスを変更した場合は速やかにご連絡下さい。
※区からのメールが受信できるように迷惑メールフィルターを解除、もしくは受信設定をしてください。

区への連絡の方法（事務局：建築課 狭あい道路拡幅係）

- ・ 電子メール OUKYU-NW @city.nerima.tokyo.jp
- ・ 電話 03-5984-1323（緊急時のみ）

ボランティアの皆さまのご意見をお待ちしています。

よりよい事務局の運営に向けて、事務局の運営や研修の内容などについてボランティアの皆さまのご意見などをお待ちしております。

また、事務局からボランティアの皆さまの名簿の点検を兼ねて、電子メールにより事務局の運営や研修の内容についてご意見を伺うことがありますので、返信によるご協力を頂けますよう、よろしくお願いいたします。